新　旧　対　照　表　（本　文）

改　正　後

高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領

第２　基本的事項

１　高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱の別表第１に定める区分の内容ごとの基準等については、別表第１のとおりとする。

２　別表第１に定める区分の地域活動については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和３年２月 26 日付け２林政経第 458 号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、事業実施主体は別紙様式第１の「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）チェックシート」を記入の上、交付金の申請に当たり、市町村長を通して知事へ提出するものとする。ただし、過去１年以内に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

３　事業実施主体は、別紙様式第２の「「みどりチェック」チェックシート（【林業事業者等向け】又は【その他民間事業者・自治体等向け】）を記入の上、交付金の申請及び事業完了の報告に当たり、市町村長を通して知事へ提出するものとする。

４　市町村長は、（３）のうち事業完了の報告に当たり提出を受けたチェックシートの内容について、履行状況を確認のうえ、知事に提出するものとする。

別表第１

地域活動	事業内容	事業実施主体	備考
（１）森林経営計画作成促進	（略）	（略）	対象森林の森林所有者と交付対象者が異なる場合であって、対象森林内において地域活動を行う場合においては、対象行為を行う前に対象行為の実施について、書面等により森林所有者等の同意を得るものとする。
（２）森林境界の明確化	（略）	（略）	対象森林の森林所有者と交付対象者が異なる場合であって、対象森林内において地域活動を行う場合においては、対象行為を行う前に対象行為の実施について、書面等により森林所有者等の同意を得るものとする。
（３）森林所有者の探索	（略）	（略）	（略）
（４）森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	対象森林内に存する作業路網及び対象森林に到達するまでの作業路網（以下、「既存路網」という。）の崩壊箇所及び崩壊の原因となっている箇所について、路盤補強、簡易な側溝の作設、土留め等の工法により改良など既存路網の簡易な改良活動。	（略）	（略）

改　正　前

高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領

第２　基本的事項

１　高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱の別表第１に定める区分の内容ごとの基準等については、別表第１のとおりとする。

（新設）

（新設）

（新設）

別表第１

地域活動	事業内容	事業実施主体	備考
（１）森林経営計画作成促進	（略）	（略）	対象森林の森林所有者と交付対象者が異なる場合であって、対象森林内において地域活動を行う場合においては、対象行為を行う前に対象行為の実施について、書面等により森林所有者等の同意をえるものとする。
（２）森林境界の明確化	（略）	（略）	対象森林の森林所有者と交付対象者が異なる場合であって、対象森林内において地域活動を行う場合においては、対象行為を行う前に対象行為の実施について、書面等により森林所有者等の同意をえるものとする。
（３）森林所有者の探索	（略）	（略）	（略）
（４）森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	対象森林内に存する作業路網及び対象森林に到達するまでの作業路網（以下、「既存路網」という。）の崩壊箇所及び崩壊の原因となっている箇所について、路盤補強、簡易な側溝の作設、土留め等の工法により改良など作業路網の簡易な改良活動。	（略）	（略）

（１）（略）

（２）細則
①対象森林
アからウまで　（略）
エ　森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備
市町村長と「森林経営計画作成促進」または「森林境界の明確化」の協定を締結した森林。ただし、航測法による森林境界の明確化及び森林境界案の作成の森林は、原則として対象としない。
上記のアからエの対象森林のうち、次の（ア）から（オ）までに掲げる森林は対象森林から除外する。
（ア）から（オ）まで　（略）

②協定
ア　（略）
（ア）から（ク）まで　（略）
（ケ）地域活動を行おうとする森林ごとの地域活動の実施予定時期
なお、森林経営計画作成促進の対象森林において、森林境界の明確化の地域活動を実施する場合は、森林経営計画作成促進の協定に当該地域活動を実施する旨を記載することができる。
また、森林経営計画作成促進・森林境界の明確化に向けた条件整備の地域活動を実施する場合は、経営計画作成促進又は森林境界の明確化（森林境界の測量のうち航測法及び森林境界案の作成に取り組む森林を除く。）の協定に当該地域活動を実施する旨を記載することができる。
イ　（略）

③交付額及び交付単価等
ア　森林経営活動作成促進
（ア）　（略）
（イ）交付単価
積算基礎森林の面積１ヘクタール当たり
経営委託　42,000円（内訳：共同計画等＋間伐促進）
共同計画等　9,000円
間伐促進　33,000円
不在村森林所有者加算　12,000円
（ウ）交付単価の適用
ａからｃまで　（略）
ｄ　不在村森林所有者加算の交付単価を適用する森林とは、居住地と対象森林の所在する市町村とが異なっており、かつ居住地が対象森林内に所有する森林からおおむね60km以上離れている又は一般乗合旅客自動車等によりおおむね２時間以上を要する森林をいう。
ｅ　（略）
イ　森林境界の明確化
（ア）　（略）
（イ）交付単価
積算基礎森林の面積１ヘクタール当たり
ａ　地上法（簡易な測量）　46,500円
ｂ　地上法（精度の高い測量）　60,000円
ｃ　航測法（リモセンデータを活用した森林境界の測量）　64,500円
ｄ　不在村森林所有者加算　12,000円
ｅ　森林境界案の作成　42,000円
（ウ）交付単価の適用

（１）（略）

（２）細則
①対象森林
アからウまで　（略）
エ　森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備（以下、「条件整備」という。）
市町村長と森林経営計画作成促進また森林境界の明確化の協定を締結した森林。ただし、森林境界の明確化のリモセン加算及び森林境界案の作成の森林は、原則として対象としない。
上記のアからエの対象森林のうち、次の（ア）から（オ）までに掲げる森林は対象森林から除外する。
（ア）から（オ）まで　（略）

②協定
ア　（略）
（ア）から（ク）まで　（略）
（ケ）地域活動を行おうとする森林ごとの地域活動の実施予定時期
なお、森林経営計画作成促進の対象森林において、森林境界の明確化の地域活動を実施する場合は、森林経営計画作成促進の協定に当該地域活動を実施する旨を記載することができる。
また、森林経営計画作成促進・森林境界の明確化に向けた条件整備の地域活動を実施する場合は、経営計画作成促進又は森林境界の明確化（森林境界の測量のうちリモセン加算及び森林境界案の作成に取り組む森林を除く。）の協定に当該地域活動を実施する旨を記載することができる。
イ　（略）

③交付額及び交付単価等
ア　森林経営活動作成促進
（ア）　（略）
（イ）交付単価
積算基礎森林の面積１ヘクタール当たり
経営委託　28,500円（内訳：共同計画等＋間伐促進）
共同計画等　6,000円
間伐促進　22,500円
不在村森林所有者加算　10,500円
（ウ）交付単価の適用
ａからｃまで　（略）
ｄ　不在村森林所有者加算の交付単価を適用する森林とは、居住地と対象森林の所在する市町村とが異なっており、かつ　居住地が対象森林内に所有する森林から概ね60km以上離れている又は一般乗合旅客自動車等により概ね２時間以上を要する森林をいう。
ｅ　（略）
イ　森林境界の明確化
（ア）　（略）
（イ）交付単価
積算基礎森林の面積１ヘクタール当たり
ａ　森林境界の測量　33,750円
ｂ　精度向上加算　7,500円
ｃ　リモセン加算　12,750円
ｄ　不在村森林所有者加算　9,750円
ｅ　森林境界案の作成　30,000円
（ウ）交付単価の適用

a　地上法（精度の高い測量）の対象は、境界を確定した任意の測点と基準点等を結合させ、かつ性能の高い測量機器により行われる測量に基づき境界を明確化する森林をいう。

b　航測法（リモセンデータを活用した森林境界の測量）の対象は、レーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他必要な情報を収集・分析し、境界を確定（書面により合意形成を行っていること。）する森林をいう。

c からｅまで　（略）

ウ　森林所有者の探索

（ア）　（略）

（イ）交付単価

積算基礎森林の面積１ヘクタール当たり4,500円とする。

エ　森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備

（ア）　（略）

（イ）交付単価

積算基礎森林の面積１ヘクタール当たり 39,000 円とする。

④推進事務

ア　（略）

（ア）　（略）

a　（略）

b　（略）

(a)（略）

(b) 現地確認計画の策定等：現地確認計画の策定等については、以下のとおり行う。

ⅰ　（略）

ⅱ　確認野帳の作成

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、対象行為の現地確認に必要な事項を記載した確認野帳(別紙様式第３）を作成する。

ⅲ　標示票の作成及び標示票の配布

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、標示票(別紙様式第４）を作成し、事前に該当する交付対象者に配布する。

(c) 現地確認：現地確認は、以下のとおり行う。

ⅰ　交付対象者への通知書の送付

（ⅰ）市町村は、現地確認の実施に当たって、現地確認の日時、確認の方法等について、交付対象者にあらかじめ通知書(別紙様式第５）により連絡する。

（ⅱ）交付対象者は、現地確認日前に、標示票に必要な事項を記入の上、現地に標示票を掲示するものとする。

ⅱ　（略）

c　交付事務：市町村は、交付対象者（交付金を代理により受領する者がいる場合にあっては、その者）への交付額等を記載した交付金支払調書（別紙様式第６）を作成する。

（削）

⑤報告書

ア　報告書の提出

交付対象者は、対象行為及び森林経営計画策定又は間伐の実施状況について、以下の（ア）及び（イ）により報告書を作成し市町村長に提出するものとする。

（ア）交付対象者は、森林整備地域活動支援対策の対象行為の実施状況報告書を次のａからｄまでにより

a　精度向上加算の対象は、森林境界の測量を行う森林のうち、境界を確定した任意の測点と基準点等を結合させ、かつ性能の高い測量機器により行われる測量に基づき境界を明確化する森林をいう。ただし、リモセン加算との併用適用はできないものとする。

b　リモセン加算の対象は、森林境界の測量を行う森林のうち境界を確認するためにレーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他必要な情報を収集・分析し、境界を確定（書面により合意形成を行っていること。）する森林をいう。

なお、精度向上加算との併用適用はできないものとする。

c からｅまで　（略）

ウ　森林所有者の探索

（ア）　（略）

（イ）交付単価

積算基礎森林の面積１ヘクタール当たり3,750円とする。

エ　森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備

（ア）　（略）

（イ）交付単価

積算基礎森林の面積１ヘクタール当たり 30,000 円とする。

④推進事務

ア　（略）

（ア）　（略）

a　（略）

b　（略）

(a)（略）

(b) 現地確認計画の策定等：現地確認計画の策定等については、以下のとおり行う。

ⅰ　（略）

ⅱ　確認野帳の作成

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、対象行為の現地確認に必要な事項を記載した確認野帳(別紙様式第１）を作成する。

ⅲ　標示票の作成及び標示票の配布

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、標示票(別紙様式第２）を作成し、事前に該当する交付対象者に配布する。

(c) 現地確認：現地確認は、以下のとおり行う。

ⅰ　交付対象者への通知書の送付

（ⅰ）市町村は、現地確認の実施に当たって、現地確認の日時、確認の方法等について、交付対象者にあらかじめ通知書(別紙様式第３）により連絡する。

（ⅱ）交付対象者は、現地確認日前に、標示票に必要な事項を記入の上、現地に標示票を掲示するものとする。

ⅱ　（略）

c　交付事務：市町村は、交付対象者（交付金を代理により受領する者がいる場合にあっては、その者）への交付額等を記載した交付金支払調書（別紙様式第４）を作成する。

イ　実施手続

推進事務を実施しようとするときは、「別紙様式第５」を作成し、知事に提出しなければならない。

⑤報告書

ア　報告書の提出

交付対象者は、対象行為及び森林経営計画策定又は間伐の実施状況について、以下の（ア）及び（イ）により報告書を作成し市町村長に提出するものとする。

（ア）交付対象者は、森林整備地域活動支援対策の対象行為の実施状況報告書を次のａからｄにより当該

当該対象行為の終了後に市町村長が定めた期日までに提出するものとする。 a　森林経営計画作成促進の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「別紙様式第７」により市町村長へ報告するものとする。 b　森林境界の明確化の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「別紙様式第８」により市町村長へ報告するものとする。なお、測量成果（電子データ等による測量成果を含む。）も添付するものとする。 c　森林所有者の探索の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「別紙様式第９」により市町村長へ報告するものとする。 d　条件整備の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「別紙様式第 10」により市町村長へ報告するものとする。 （イ）交付対象者は、①のアの森林経営計画策定又は間伐の実施状況に関する報告書を、「別紙様式第 11」により市町村長に提出するものとする。報告書の提出は、「対象行為の実施状況報告書」が提出された翌年度末及び森林経営計画認定後は、計画期間の最終日が属する年度までの各年度の末日を提出期限とする。 この場合において、交付対象者は、森林経営計画が策定されたことが確認できる書類の写し、間伐の実施後においては実施結果を確認できる書類の写しを添えて、実施後速やかに市町村長へ提出するものとする。ただし、当該市町村長が当該森林経営計画を認定した場合は、森林経営計画が策定されたことが確認できる書類の写しの提出は不要とすることとする。 なお、森林経営計画策定又は間伐の実施結果が、「対象行為の実施状況報告書」の内容と異なる場合は、その理由、経緯について、必要十分な説明書面を添えるものとする。 イからエまで　（略） ⑥事業の中止及び返還等 ア　事業の中止及び返還 市町村長は、交付対象者が、協定を全部又は一部廃止した場合又は実施結果を踏まえた報告書に虚偽の記載をした場合、及び次の（ア）から（ウ）までに該当する場合には、交付した交付金の一部若しくは全額について、協定締結年度に遡って返還等の措置を講じるものとする。 （ア）森林経営計画作成促進 a　原則として報告書の提出の翌年度までに森林経営計画が策定されなかった場合 b　作成された森林経営計画の計画期間内に間伐が実施されなかった場合 c　交付対象者が森林経営計画の認定の取消しを受けた場合 （イ）森林境界の明確化 森林境界案の作成に係る地域活動により作成した森林境界案について、次年度を始期として２年以内に森林所有者の探索及び特定された森林所有者等に対する境界の合意形成を行わなかった場合 （ウ）森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備 協定に基づく地域活動終了後に、（ア）のａ又はｃに該当し、積算基礎森林が減少した場合。ただし、当該減少した積算基礎森林が交付対象者以外の作成する森林経営計画への移行に伴うものである場合は、交付金の返還を求めないものとする。 ⑦　（略）	対象行為の終了後に市町村長が定めた期日までに提出するものとする。 a　森林経営計画作成促進の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「対象行為の実施状況報告書（別紙様式第６）」により市町村長へ報告するものとする。 b　森林境界の明確化の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「対象行為の実施状況報告書（別紙様式第８）」により市町村長へ報告するものとする。なお、測量成果（電子データ等による測量成果を含む。）も添付するものとする。 c　森林所有者の探索の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「別紙様式第９」により市町村長へ報告するものとする。 d　条件整備の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「別紙様式第 10」により市町村長へ報告するものとする。 （イ）交付対象者は、①のアの森林経営計画策定又は間伐の実施状況に関する報告書を、「別紙様式第７」により市町村長に提出するものとする。報告書の提出は、「対象行為の実施状況報告書」が提出された翌年度末及び森林経営計画認定後は、計画期間の最終日が属する年度までの各年度の末日を提出期限とする。 この場合において、交付対象者は、森林経営計画が策定されたことが確認できる書類の写し、間伐の実施後においては実施結果を確認できる書類の写しを添えて、実施後速やかに市町村長へ提出するものとする。ただし、当該市町村長が当該森林経営計画を認定した場合は、森林経営計画が策定されたことが確認できる書類の写しの提出は不要とすることとする。 なお、森林経営計画策定又は間伐の実施結果が、「対象行為の実施状況報告書」の内容と異なる場合は、その理由、経緯について、必要十分な説明書面を添えるものとする。 イからエまで　（略） ⑥事業の中止及び返還等 ア　事業の中止及び返還 市町村長は、交付対象者が、協定を全部又は一部廃止した場合又は実施結果を踏まえた報告書に虚偽の記載をした場合、及び次の（ア）、（イ）までに該当する場合には、交付した交付金の一部若しくは全額について、協定締結年度に遡って返還等の措置を講じるものとする。 （ア）森林経営計画作成促進 a　原則として報告書の提出の翌年度までに森林経営計画が策定されなかった場合 b　作成された森林経営計画の計画期間内に間伐が実施されなかった場合 c　交付対象者が森林経営計画の認定の取消しを受けた場合 （新設） （イ）条件整備 協定に基づく地域活動終了後に、（ア）のａ又はｃに該当し、積算基礎森林が減少した場合。ただし、当該減少した積算基礎森林が交付対象者以外の作成する森林経営計画への移行に伴うものである場合は、交付金の返還を求めないものとする。 ⑦　（略）

新　旧　対　照　表　（様　式）

改正後	改正前
別紙様式第１	（新設）

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）
事業者向け　チェックシート

令和3年2月26日
林野庁

事業者名	
記入者　役職･氏名	
業種 （〇を付ける。複数選択可）	素材生産／造林･保育／その他（　　）
雇用労働者の有無	有　／　無
記入日	令和　　年　　月　　日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		〇:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	
具体的な事項		〇:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	

1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	４Ｓ（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	
具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）
事業者団体向け　チェックシート

令和3年2月26日
林野庁

事業者名	
記入者　役職･氏名	
記入日	令和　　年　　月　　日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項	○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない

1	構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う	
1-①	構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。	
1-②	構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。	
1-③	構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や、外部の研修の紹介を行う。	
1-④	構成員が共同利用する場所等を管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。	
1-⑤	構成員の安全に配慮された資機材等の導入・更新に対し助言や支援を行う。	
1-⑥	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。	
1-⑦	構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成又は既存のガイドライン等の周知を行う。	
1-⑧	構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。	
1-⑨	効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。	
2	構成員の事故発生時に備えた措置を講じる	
2-①	構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補償措置の確保を支援する	
2-②	必要な場合は労災保険特別加入団体を設立し、特別加入の受け皿となる。	
2-③	構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。	

別紙様式第２

（新設）

（新設）

「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時（します）　□	報告時（しました）　□

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
・※の記載に該当しない場合は、「該当しない□」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

	チェック	**環境関係法令の遵守等**
①	□	みどりの食料システム戦略の理解
②	□	関係法令の遵守
③	□	正しい知識に基づく作業安全に努める

	チェック	適正な施肥
④	□	※ 種苗生産を行う場合（該当しない □） 肥料の適正な保管
⑤	□	※ 種苗生産を行う場合（該当しない □） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	チェック	適正な防除
⑥	□	※ 農薬を使用する場合（該当しない □） 農薬の適正な保管
⑦	□	※ 農薬を使用する場合（該当しない □） 農薬の使用状況等の記録・保存に努める

	チェック	エネルギーの節減
⑧	□	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	チェック	悪臭及び害虫の発生防止
⑨	□	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑩	□	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑪	□	未利用材の有効活用を検討

	チェック	生物多様性への悪影響の防止
⑫	□	生物多様性に配慮した事業実施に努める

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

「みどりチェック」チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時（します） □	報告時（しました） □

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
・※の記載に該当しない場合は、「該当しない□」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

	チェック	環境関係法令の遵守等
①	□	みどりの食料システム戦略の理解
②	□	関係法令の遵守
③	□	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
④	□	正しい知識に基づく作業安全に努める

	チェック	エネルギーの節減
⑤	□	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
⑥	□	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	チェック	悪臭及び害虫の発生防止
⑦	□	※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合（該当しない □） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑧	□	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	□	資源の再利用を検討

	チェック	生物多様性への悪影響の防止
⑩	□	※ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない □） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑪	□	※ 特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

別紙様式第３
（略）

別紙様式第４
（略）

別紙様式第５

年　月　日

市町村長　様

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について（森林経営計画作成促進）

高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領別表第１の（２）の④のアの（ア）のｂの規定に基づき、令和　　年度の対象行為の実施状況報告書に基づく施業等の実施について下記の関係書類を添えて報告します。

以下（略）

別紙様式第６
（略）

（県交付要綱第２号様式（第４条関係）に移行）

別紙様式第１
（略）

別紙様式第２
（略）

別紙様式第３

年　月　日

市町村長　様

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について（森林経営計画作成促進）

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年３月30日付け４林政経第899号林野庁長官通知）別表２の２の１の規定に基づき、令和　　年度の対象行為の実施状況報告書に基づく施業等の実施について下記の関係書類を添えて報告します。

以下（略）

別紙様式第４
（略）

別紙様式第５

番　　号
年　月　日

高知県知事　様

市　町　村　長

令和　年度森林整備地域活動支援対策推進事務実施計画書

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年３月30日付け４林政経第899号林野庁長官通知）別表２の２の１の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

（別紙）

森林整備地域活動支援対策推進事務実施計画書
（市町村推進事務分）

１　森林整備地域活動支援対策推進事務実施計画の概要
別表記載のとおり。

2　推進計画

地域説明会の開催計画

開　催　時　期	説　明　内　容	備　考

3　確認計画

(1)書類審査計画

①　「森林経営計画作成促進」に係るもの

協 定 数	審　査　件　数	備　考

②　「森林境界の明確化」に係るもの

協 定 数	審　査　件　数	備　考

③　「森林所有者の探索」に係るもの

協 定 数	審　査　件　数	備　考

④　「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

協定数	審査	協定者締結者数	審　査　件　数	備　考

（２）現地確認計画

確認の時期	確認体制	確認の方法	備　考

（注）１　確認の時期は、「○月末」等と記入する。
　　２　確認体制は、「職員○班体制により各団地を分担して確認」等と記入する。
　　３　確認の方法は、「現地調査」、「目視調査」等と記入する。

4　交付計画

（１）　「森林経営計画作成促進」に係る支払計画

支 払 先	交付対象面積	交　付　額	備　考
件			

（２）「森林境界の明確化」に係る支払計画

支 払 先	交付対象面積	交　付　額	備　考
件			

（３）「森林所有者の探索」に係る支払計画

支 払 先	交付対象面積	交　付　額	備　考
件			

（４）「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係る支払計画

支 払 先	交付対象面積	交　付　額	備　考
件			

（別表）

実施計画概要

事業実施主体	区分	事業の内容	実施量	単価	推進事業費	負担区分			備　考
						国費	県費	市町村費	
	市町村推進事務								

（注）実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

別紙様式第６

年　月　日

市町村長　様

別紙様式第７

年　月　日

市町村長　様

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について（森林経営計画作成促進）

高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領別表第１の（２）の⑤のアの（ア）のａの規定に基づき、令和　　年度の対象行為の実施状況報告書に基づく施業等の実施について下記の関係書類を添えて報告します。

以下（略）

別紙様式第8

年　月　日

市町村長　様

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について（森林境界の明確化）

高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領別表第１の（２）の⑤のアの（ア）のｂの規定に基づき、令和　　年度の対象行為の実施状況について下記の関係書類を添えて報告します。

以下（略）

１及び２　（略）

３　積算基礎森林面積

番号	森林の所在地	所有者名	面積(ha)	地上法		航測法	加算措置			測量延長(m)	備　考
				簡易	高性能		(削除)	(削除)	不在村		
計											

(注)1　「加算措置」の「不在村」とは実施要領別表２の２の１の（２）の③のイの（イ）のｄに定める不在村森林所有者加算の交付単価を適用した森林面積。

2　「森林境界案の作成」を実施した際は、「備考」欄に「境界案」を記入してください。

４及び５　（略）

別紙様式第９

年　月　日

市町村長　様

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について（森林所有者の探索）

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について（森林経営計画作成促進）

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年３月30日付け４林政経第899号林野庁長官通知）別表２の２の１の規定に基づき、令和　　年度の対象行為の実施状況報告書に基づく施業等の実施について下記の関係書類を添えて報告します。

以下（略）

別紙様式第８

年　月　日

市町村長　様

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について（森林境界の明確化）

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年３月30日付け４林政経第899号林野庁長官通知）別表２の２の１の規定に基づき、令和　　年度の対象行為の実施状況について下記の関係書類を添えて報告します。

以下（略）

１及び２　（略）

３　積算基礎森林面積

番号	森林の所在地	所有者名	面積(ha)	(新設)		(新設)	加算措置			測量延長(m)	備　考
				(新設)	(新設)		精度向上	リモセン	不在村		
計											

(注)1　「加算措置」のうち「精度向上」とは実施要領別表２の２の１の（２）の③のイの（イ）のbに定める交付単価の加算を適用した森林面積、「リモセン」とは実施要領別表２の２の１の（２）の③のイの（イ）のcに定める交付単価の加算を適用した森林面積、「不在村」とは実施要領別表２の２の１の（２）の③のイの（イ）のｄに定める不在村森林所有者加算の交付単価を適用した森林面積。

2　「森林境界案の作成」を実施した際は、「備考」欄に「境界案」を記入してください。

４及び５　（略）

別紙様式第９

年　月　日

市町村長　様

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について（森林所有者の探索）

高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領別表第１の（２）の⑤のアの（ア）のｃの規定に基づき、令和　　年度の対象行為の実施状況について下記の関係書類を添えて報告します。

以下（略）

別紙様式第10

年　月　日

市町村長　様

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について（条件整備）

高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領別表第１の（２）の⑤のアの（ア）のｄの規定に基づき、令和　年度の対象行為の実施状況について下記の関係書類を添えて報告します。

以下（略）

別紙様式第11

年　月　日

市町村長　様

交付対象者（協定の代表者）

施業等の実施状況報告書の提出について（森林経営計画作成促進）

高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領別表第１の（２）の⑤のアの（イ）の規定に基づき、令和　　年度の対象行為の実施状況報告書に基づく施業等の実施について下記の関係書類を添えて報告します。

以下（略）

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年３月30日付け４林政経第899号林野庁長官通知）別表２の２の１の規定に基づき、令和　　年度の対象行為の実施状況について下記の関係書類を添えて報告します。

以下（略）

別紙様式第10

年　月　日

市町村長　様

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について（条件整備）

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年３月30日付け４林政経第899号林野庁長官通知）別表２の２の１の規定に基づき、令和　年度の対象行為の実施状況について下記の関係書類を添えて報告します。

以下（略）

別紙様式第７

年　月　日

市町村長　様

交付対象者（協定の代表者）

施業等の実施状況報告書の提出について（森林経営計画作成促進）

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年３月30日付け４林政経第899号林野庁長官通知）別表２の２の１の規定に基づき、令和　　年度の対象行為の実施状況報告書に基づく施業等の実施について下記の関係書類を添えて報告します。

以下（略）